

千葉市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本事業は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ニに規定する介護予防ケアマネジメント事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、この要綱において定めるもののほか、法、法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日）老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙、千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の例による。

(事業の内容)

第3条 介護予防ケアマネジメントは、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、居宅要支援被保険者等（指定介護予防支援を受けている者を除く。）の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行う。

(対象者)

第4条 対象者は、「要支援1」又は「要支援2」と認定された者（要支援者）又は法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）とする。

2 前項のほか、居宅要介護被保険者であって、要介護認定を受ける日以前から継続的に介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスを利用する者。ただし、従前相当サービスや短期集中型支援は除くものとする。

(利用手続)

第5条 介護予防ケアマネジメントの利用及び廃止に係る手続きは、「千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱」にて定める。

(介護予防ケアマネジメントの類型)

第6条 介護予防ケアマネジメントを次に掲げる類型により実施するものとする。

(1) ケアマネジメントA

指定事業者により実施する第1号事業を利用する場合に実施する。なお、ケアマネジメントAのプロセスについては、介護予防支援と同様とする。

(2) ケアマネジメントB

千葉市が主体となって実施する短期集中リハビリ型事業（サービス・活動C）を利用する場合に、ケアマネジメントAのプロセスに沿いながら、一部を省略して実施する。なお、ケアマネジメントBの算定要件については、別表1のとおりとする。

(3) ケアマネジメントC

地域支えあい型（通所・訪問）支援の利用に繋げる場合等に実施する。なお、ケアマネジメントCの算定要件については、別表1のとおりとする。

(実施内容)

第7条 介護予防ケアマネジメントの提供において実施する内容は、次のとおりとする。

(1) 利用申込の受付

(2) 利用者との契約締結

(3) アセスメント

(4) 介護予防サービス・支援計画書原案（ケアマネジメントCにおいては、介護予防ケアマネジメント結果案）の作成

(5) サービス担当者会議の開催

(6) 介護予防サービス・支援計画書案（ケアマネジメントCにおいては、介護予防ケアマネジメント結果案）の決定

(7) 介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメントCにおいては、介護予防ケアマネジメント結果案）の交付

(8) サービスの提供

(9) モニタリング

(10) 評価

(11) 評価及び介護予防サービス・支援計画書変更案の確認

(12) 給付管理業務

(13) 介護予防ケアマネジメント費請求及び千葉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への給付管理票送付

(14) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携に係る業務

2 前項第2号については、介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、実施内容の概要その他の当該利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用者の同意を得なければならない。

3 前1項13号の給付管理票については、毎月、国保連に対し、介護予防サービス・支援計画書に位置付けられている介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した給付管理票を提出するものとする。

4 ケアマネジメントBについては、前1項第5号及び第12号から13号を省略でき、第9号は必要に応じて時期を設定できるものとする。

5 ケアマネジメントCについては、前1項第5号及び第9号から第12号並びに第13号を省略できるものとする。

(利用者に対する介護予防サービス・支援計画書等の書類の交付)

第8条 千葉市あんしんケアセンターは、利用者が要介護認定を受けた場合、その他利用者からの申し出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス・支援計画書及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

(介護予防ケアマネジメント費)

第9条 市長が介護予防ケアマネジメント費に要した費用について千葉市あんしんケアセンターに支払う額は、別表2に掲げる区分及び単位数に4項に掲げる1単位の単価を乗じて算定した費用の額とする。

- 2 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算を算定する場合は、介護予防ケアマネジメントA、B及びCに設定された単位数の1%を、それぞれ減じた単位数により算定する。
- 3 介護職員等処遇改善加算は、介護予防ケアマネジメントA、B及びC、または前項で算定された単位数に、初回加算及び委託連携加算の単位数を加えたものに、国の定めた加算率を乗じて算出される単位数(四捨五入)として、別表2のとおりとする。
- 4 1単位の単価は、厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)の規定により、10円に千葉市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。
- 5 前項の規定により算出した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(介護予防ケアマネジメント費の請求)

第10条 千葉市あんしんケアセンターは、介護予防ケアマネジメントに要した費用を、利用者ごとの利用状況に応じて、国保連又は千葉市へ請求するものとする。

- 2 同月にケアマネジメントAまたはケアマネジメントBによる介護予防サービス・支援計画書とケアマネジメントCによるケアマネジメント結果案を作成した場合は、最後にケアマネジメントAまたはケアマネジメントBに要した費用を請求した翌月にケアマネジメントCに要した費用を請求することとする。

(実施の一部委託)

第11条 千葉市あんしんケアセンターは、次に掲げる介護予防ケアマネジメントの実施(第7条第1項に規定する実施内容のうち第7号、第12号及び第14号を除く。)を、指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

- (1) 居宅要支援被保険者に対するケアマネジメントA
- (2) 事業対象者に対するケアマネジメントA
- 2 ケアマネジメントB及びケアマネジメントCについては、千葉市あんしんケアセンターが実施し、委託はできないものとする。
- 3 千葉市あんしんケアセンターは、指定居宅介護支援事業者への委託の際に、公正・中立性に留意するものとする。
- 4 千葉市あんしんケアセンターは、指定居宅介護支援事業者への委託については、市の求めに応じて報告するものとする。

(記録の整備)

第12条 千葉市あんしんケアセンターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメント提供に関して、次に掲げる記録を整備しなければならない。

- (1) 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防ケアマネジメント台帳
 - ア 介護予防サービス・支援計画書
 - イ アセスメントの結果の記録
 - ウ サービス担当者会議の記録
 - エ モニタリング結果の記録
 - オ 評価の結果の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故の際にして採った処置についての記録

2 前項の記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(衛生管理等)

第13条 千葉市あんしんケアセンターは、介護予防ケアマネジメントに従事する者（以下「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じるものとする。

(秘密保持)

第14条 千葉市あんしんケアセンターの従事者又は従事者であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(状況報告等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、千葉市あんしんケアセンターに対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(提供の中止)

第16条 市長は、利用者が居宅要支援被保険者等の要件を欠くに至ったとき、その他利用が的確でないと判断されるときは、介護予防ケアマネジメントの提供を中止することができる。

(返還)

第17条 市長は、偽りその他不正な手段により千葉市あんしんケアセンターが介護予防ケアマネジメント費の支払を受けたときは、支払った介護予防ケアマネジメント費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(苦情処理)

第18条 千葉市あんしんケアセンターは、自ら提供した介護予防ケアマネジメント又は自らが介護予防サービス・支援計画書に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦

情に迅速かつ適切に対応するものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 千葉市あんしんケアセンターは、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの実施により事故が発生した場合に、次に掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めるものとする。

- (1) 市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(委任)

第20条 この要綱に定めるものの他、介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表 1

ケアマネジメントBの算定要件	
継続ケース	ケアマネジメントBに位置付けられた短期集中リハビリ型サービスを利用していた者が、評価を行った上で利用期間を延長し、同サービスを利用する場合。
新規ケース	居宅要支援被保険者か基本チェックリストによる事業対象者で、短期集中リハビリ型サービスのみを利用する場合。
ケアマネジメントCの算定要件	
継続ケース	ケアマネジメントA、介護予防支援に位置付けられた指定事業者によるサービスを利用していた者が、サービスを変更し、「地域支え合い型訪問支援・通所支援（住民主体による支援）」を利用する場合。
新規ケース	事業対象者で基本チェックリストの結果、身体機能・閉じこもり・認知機能低下・うつ状態の項目のいずれかに該当した者が、「地域支え合い型訪問支援・通所支援（住民主体による支援）」を利用する場合で、過去6ヵ月以上介護予防ケアマネジメントまたは介護予防支援としてケアマネジメントを実施していなかった場合で、あんしんケアセンターがケアマネジメントCによるプランの作成が必要と判断した場合。

別表 2

区 分	単位数	加減算条件
ケアマネジメントA	442単位	—
ケアマネジメントB	380単位	—
ケアマネジメントC	270単位	—
初回加算	300単位	<p>居宅要支援被保険者等に対し新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合に算定可能。</p> <p>なお、利用サービスの変更により、介護予防支援・ケアマネジメントA・ケアマネジメントB・ケアマネジメントCの類型が単に変わる場合は原則として算定できない。ただし、次の場合は算定可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントAについては、過去2ヵ月以上、介護予防支援・ケアマネジメントA、B、Cの実施がない。 ・ケアマネジメントBについては、過去2ヵ月以上、介護予防支援・ケアマネジメントA、B、Cの実施がない。 ・ケアマネジメントCについては、過去6ヵ月以上、介護予防支援・ケアマネジメントA、B、Cの実施がない。
委託連携加算	300単位	千葉県あんしんケアセンターが介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利

		<p>用者に係る必要な情報をあんしんケアセンターが当該事業所に提供し、当該事業所においてケアマネジメントを実施した場合に算定可能。</p> <p>なお、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として算定可能。</p>
介護職員等処遇改善加算	<p>I 1 : 6 単位 I 2 : 8 単位 I 3 : 9 単位 I 4 : 12 単位 I 5 : 14 単位 I 6 : 15 単位 I 7 : 16 単位 I 8 : 22 単位</p>	<p>事前に、介護予防ケアマネジメント事業における、介護職員等処遇改善加算の届出等を提出している場合に算定。</p> <p>ただし、実績報告において要件が満たされていない場合は返還。</p>
虐待防止未実施減算	<p>基本単位の 1/100</p>	<p>次の措置のうち、1つでも講じていない場合に算定。</p> <p>① 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催 ② 虐待防止の指針を整備する ③ 虐待防止のための研修を、年1回以上開催する ④ ①～③を適切に実施するための担当者を置く</p> <p>※不備が発見された日の属する月の翌月より算定</p>
業務継続計画未策定減算	<p>基本単位の 1/100</p>	<p>次の要件に該当する場合に算定</p> <p>① 感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合 ② 業務継続計画に従い、必要な措置が講じられていない場合</p> <p>※不備が発見された場合、基準を満たさない事実が生じた時点まで遡及して算定</p>